

奈良県議会議員

無所属

阪口保



元社会科教諭  
見張り番・生駒代表幹事

あすか野北3-1-3  
令和4年6月発行

### ○県議会プロフィール

- ・ 常任委員会  
文教くらし委員会委員
- ・ 特別委員会  
少子化対策・女性の活躍促進委員会委員
- ・ 関西広域連合議会議員
- ・ 殺処分ゼロをめざす奈良県議会議員連盟会長
- ・ 脱原発をめざす奈良県議連幹事長

・この4年間、政務活動費を辞退し、議員3期で約3000万円を返還します。  
・政党・組織の支援を受けず、無所属で活動します。

## 山添村の太陽光発電計画(メガソーラー)について

この開発は、約81ha(甲子園球場の約21倍)。馬尻山の標高400m~500mの傾斜地での大規模開発であり、開発の土地の現況が山林・田で、開発により樹木の伐採等で自然の保水力をなくす。また、高い盛り土や谷を埋め立てることで土砂災害の心配がある。

馬尻山の麓には、住居があり、静岡県熱海市の土石流被害と地形が似ている。

## 反対署名1万人分 知事に提出

昨年11月、生駒の市民の皆様には、生駒駅等で署名にご協力して頂き、御礼を申し上げます。



署名簿を知事に提出  
令和3年11月19日 NHK が放映

### <知事との面談>

阪口と馬尻山のメガソーラーに反対する会の向井代表、野村山添村村議、区長の4人と懇談。  
知事室に於いて



向井代表がメガソーラー事業反対の理由を説明。

知事は、反対理由が理解できたと回答し、約40分にわたり誠意をもって対応してくれました。

林地開発許可申請が出された時は、奈良県が許可の判断をします。

昨年9月の一般質問に於いて、知事に山添村の方との面談を要望。  
また、メガソーラー規制の**条例の制定**を求めました。

### \* 成果

本年4月**条例の制定**を発表(実効性の高いメガソーラー設置規制を行う)。現在条例策定に向けて作業をすすめている。

## 脱原発をめざす奈良県議会議員連盟



令和4年3月8日 NHK が報道

ロシアによるウクライナの原子力発電所攻撃を非難する声明  
「県には、非難民を積極的に受け入れる事を求めた。」

## 県議会代表質問 (6月22日 3時頃~)

- 1 メガソーラー規制の条例の制定について
- 2 山添村のメガソーラーについて
- 3 大和都市計画(壱分町北)の住宅の開発許可について
- 4 県職員の自死の損害賠償請求判決について
- 5 辻町インターチェンジについて
- 6 政務活動費について等

奈良テレビ放映

# \*見張番・生駒(オンブズマン)の活動

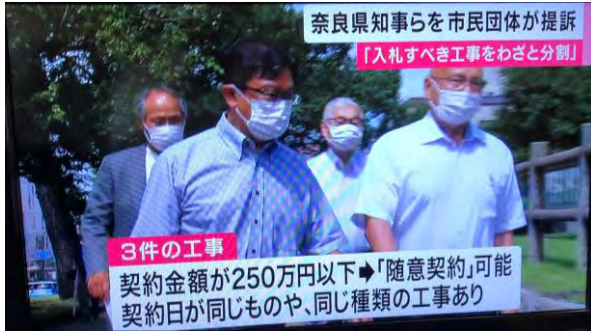
## 1 王寺工業高等学校違法随意契約で損害賠償請求

次回公判：令和4年6月28日 奈良地方裁判所

### ・問題点

工事代金が250万円を越える時は、一般競争入札が必要です。その為に、工事代金を250万円以下にし、分割発注を行い競争性のない随意契約を行いました。

・損害賠償の相手：知事、校長、業者の3者（約135万円）



令和3年7月15日放映  
関西テレビ情報ランナー

### \*繰り返されていた随意契約

高校の分割発注は、高田（複数）、宇陀、奈良朱雀、磯城野高校でも判明しています。

このような事案は、工事契約日の1年以内に訴訟を起こす必要がありますので、損害賠償請求ができません。

今回、約135万円の損害賠償請求ですが、今後の正規の工事契約を行うことにつながります。

### \*成果

県議会、文教くらし委員会でも追及、住民監査請求（見張り番・生駒）等を行うことで、以下の改善策を県教委が出しました。

令和2年11月28日県教育委員会は、不適正な分割発注が組織的に行われたことを認め、教育長が月給10分の1の自主返納、高田高校校長を文書勧告処分、会計事務・契約事務のマニュアル作成等を行いました。

## 2 奈良県内における政治意識調査の損害賠償請求

大阪高等裁判所 令和4年6月23日 判決

### \*問題点

・県の行った政治意識調査は、憲法で保障されている投票の秘密・思想の自由等を侵害していること。また、奈良県と全く関係のない調査項目が多く、政治意識調査の目的に逸脱していました。

### \*知事に損害賠償請求

・今までに使用した政治意識調査に要した費用715万円の損害賠償請求をしています。



令和2年4月2日放映  
関西テレビ情報ランナー

### \*成果

県議会で追及の下、2年間の計画（約1500万円）のところを1年の途中で中止になりました。

## 大和都市計画用途地域・高度地区に関する都市計画変更について



計画地域



戸建、マンション・商業施設・高齢者介護施設計画

**\*用途地域の変更とは？**  
第一種低層住居専用地域から第二種住居地域・第二種中高層住居専用地域等に変更するもの。  
容積率・建ぺい率の緩和も行われます。

**\*高度地区とは？**  
高さ制限を緩和しマンション建設が可能となります。

### \*開発の流れ

都市計画は、生駒市の管轄です。既に、市公聴会（11人が公述・傍聴者51人）、生駒市都市計画審議会、壺部町東自治会への開発説明会を行っています。この事業は、大規模な開発行為ですので、開発許可は奈良県が出します。

### \*これまでに出ている意見

- ・用途地域の変更の必要はない。
- ・交通量の増加による渋滞と東生駒の生活道路への影響が出る。
- ・山林・農地の開発で、保水能力が低下するが、その為の調整池が十分なのか等。